

研究支援部門研究倫理審査専門部会の組織に関する申合せ

(平成30年7月24日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、研究支援部門研究倫理審査専門部会に関する要項（以下「要項」という。）第11条に基づき、要項第5条の組織に関して、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究支援部門研究倫理審査専門部会において、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に該当する研究を審査する場合、要項第4条の組織は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
- (4) 本学に所属しない者が複数含まれていること。
- (5) 男女両性で構成されていること。
- (6) 5名以上であること。

附 則

この申合せは、平成30年7月24日から施行する。